

令和 2 年度

第 7 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 9 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分～

場所 庄原市ふれあいセンター1 階 コパリホール

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(10 月 1 日公告)の決定

及び農地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	原田 實夫	○		15	柳生 卓三	○	
4	堀江 唯雄	○		16	高坂 勝博	○	
5	木村 英宗	○		17	金本 篤子	○	
6	三吉 和宏	○		18	前田 憲二	○	
7	増谷 克則	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏 名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係 長	原田 淳司	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	日野原 祥二		○
主 事	宮永 竣介		○	主任主事	角脇 健太		○

事務局長	ただ今より令和２年度第７回庄原市農業委員会総会を開催いたします。 本日は１番入田委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。
事務局長	それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第６条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。６番三吉委員さん、７番増谷委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それではまず、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号１５から２２の８件について事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第３条の規定による許可申請について」受付番号１５から２２の８件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号１５から２２の８件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第２号「農用地利用集積計画(10月１日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 8 月期の申し込み分については、別冊「令和 2 年 10 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定の一般分が合計 8 件の 65,866 m²、農地中間管理事業分が 1 件の 2150 m²となっております。 (内訳を読み上げる。以下略) 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	何かご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められております。 これを上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。 内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定の農地中間管理事業分 1 件に関わる農地となっております。 (資料の配分計画の明細を読み上げる) 以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。
議長	ご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声)

議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 1 から 4 の 4 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (口和出張所)	(説明 以下 概要) 受付番号 1 位置等：説明資料の 4・5 ページに記載 転用事由：墓地の建設 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地埋設法の協議済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外公告済み 受付番号 2 位置等：説明資料の 6・7 ページに記載 転用事由：墓地の建設 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地埋設法の協議済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外公告済み 受付番号 3 位置等：説明資料の 8・9 ページに記載 転用事由：墓地の建設 資金計画：全額自己資金 他 法 令：墓地埋設法の協議済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外公告済み その他：農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げられている第 1 種農地の不許可例外に該当
事務局員 (高野出張所)	受付番号 4 位置等：説明資料の 10・11 ページに記載

	転用事由：一般住宅の建築 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外手続中
議長	以上で説明が終わりました。何かご質疑・ご意見等はございますか。
5 番木村委員	受付番号 3 について、申請地は 36 m²の第 1 種農地ということだが、〇〇番の中に存在しているということか。
事務局員 (口和)	元々は〇〇番という地番でしたが、分筆をされて新たに〇〇番(36 m²)が出来たものです。
5 番木村委員	これが第 1 種農地として存在していたということか。
事務局員 (口和)	はい。第 1 種農地として存在しておりました。
議長	他にご質問等はありませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 1 から 4 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 1 から 4 の 4 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 13 から 15 の 3 件について事務局からの説明をお願いします。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 13 位置等：説明資料の 12・13 ページに記載 転用事由：送電張替えに伴う作業用地 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：3 年以内の一時転用のため、不要
事務局員 (西城出張所)	受付番号 14 位置等：説明資料の 14・15 ページに記載 転用事由：農家用住宅の建築 資金計画：一部自己資金、一部借入資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外手続中
	受付番号 15 位置等：説明資料の 14・16 ページに記載 転用事由：駐車場・資材置き場の拡張 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：農振農用地区域の除外手続中 その他：農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げられている第 1 種農地の不許可例外に該当
議長	何かご質疑・ご意見等がございますか。
6 番三吉委員	受付番号 15 について、会社が〇〇番で申請地が〇〇番になっている。地図上で見たらすぐ隣になっているが、実質的に距離はどのくらいか。
事務局員 (西城出張所)	会社の所在は申請地のすぐ北になります。
6 番三吉委員	地番は数字がかなり違うが、隣接地ということか。 はい。申請地の隣接地です。

事務局員 (西城出張所)	
議長	他にございませんか。
	(なしという声)
議長	それでは、受付番号 13 から 15 の 3 件について一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。
	(なしという声)
議長	受付番号 13 から 15 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 17 から 19 の 3 件について、事務局からの説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 受付番号 17 位置等：説明資料 12・17 ページに記載 潰廃事由：平成 20 年頃、労働力不足により耕作をやめ、原野となった。 現地確認：現地は周りが森林に囲まれた土地で、申請地は雑草低木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 18 位置等：説明資料 12・18 ページに記載 潰廃事由：平成 5 年から親戚が使用する車庫の一部として使用されている。 現地確認：現地は車庫の一部になっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 受付番号 19 位置等：説明資料 12・19 ページに記載 潰廃事由：場所が畑に向かず、原野となっている。 現地確認：辻堂池に隣接する〇〇番の 619 m ² については低木等が繁茂し、原野となっている。宅地近くの〇〇番の 137 m ² 、〇〇番の 48 m ² は、山肌のような斜面で農地ではない。〇〇番の 3.55 m ² は「いがわ」が設置してある。

議長	いずれの土地も農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 以上で説明が終わりました。 ご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 17 から 19 の 3 件を一括で採決したいと思います が、これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 17 から 19 の 3 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙 手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	それでは、会長報告を行います。 ・ 6 日の農地利用最適化推進委員任命式・研修会(旧庄原会場) ・ 7 日の農地利用最適化推進委員任命式・研修会(西城会場・東城会場) ・ 11 日の農地利用最適化推進委員任命式・研修会(高野会場)→延期 ・ 18 日の広島県農業会議の常設審議委員会 ・ 27 日の全国の女性委員の協議会 ・ 28 日の新任委員の研修会 について報告を行った。
議長	会長報告は以上です。それでは、「その他」について事務局からお願いします。
事務局員 (本庁)	(農地係長が、その他事項について資料にて説明) ・ 第 6 回役員会の内容について ・ 研修会について ・ 広報委員会について ・ 庄原市政に対する意見書のための政策提案について ・ 今後の日程について

議長	報告を行った。
	何か皆様の方からございますか。
	(なしという声)
議長	それでは、令和２年度第７回総会を終了させていただきます。(午後２時３２分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和２年９月４日

議長
(道下 和子) _____

６番委員
(三吉 和宏) _____

７番委員
(増谷 克則) _____